

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 喜勢 陽一殿

J R 東日本輸送サービス労働組合

中央執行委員長 佐々木 宏充

「労使間の取扱いに関する協約」の改訂に関する申し入れ

J R 東日本輸送サービス労働組合（以下、輸送サービス労組）と J R 東日本は「労使間の取扱いに関する協約」（以下、現協約）を、信義誠実の原則に従って健全な労使関係を確立し、事業の発展と労働条件の維持向上を図ることを目的に締結しています。

現在「変革 2027」の実現に向けた「融合と連携」や「組織再編」などによる統括センター化をはじめとした会社施策が急速に進められていることから現協約の適用範囲では整合性が取れない事態が散見されています。一部の職場では、組合掲示板を間内改良を理由として一方的に移設が行われるなど正当な労働組合活動を侵害する不当な行為が発生しています。また、苦情処理会議や簡易苦情処理会議における取り扱いでは、労使双方の合意が図られないことをもって、参考人の出席はおろか、事実確認のための必要な措置を講じることなく「対立却下」という実質的な解決とは程遠い状況が数多くつくられています。その他、組合事務所では、地方本部に対する使用許可は得られたものの、支部に対する許可申請は未だ具体的箇所の提示が行われていません。

これらの状況は、労使相互の権利を尊重し、誠実に義務を履行するとした労働協約の遵守義務に反していると言え、直ちに是正を図るべき事項です。基本原則である現協約に定める「目的」を達成し、自由闊達に互いが切磋琢磨できる存在としてあり続けるために、信義誠実で労使対等の原則を強く求めるものです。

他方、2024年4月24日、労組脱退パワハラ訴訟控訴審において「本件各控訴をいずれも棄却する」との判決が下され、第一審判決が堅持されました。それは「労退勧奨の不当労働行為」があった事実を認定し、損害賠償を命じるとともに、J R 東日本の使用者責任を明確にしたものであり、コンプライアンス遵守を標榜する J R 東日本が、労働組合活動を敵視し差別する不法行為が横行する企業である事実が白日の下に晒されたものです。この判決以降も今なお職場における正当な組合活動の自由が奪われ不利益扱いが公然と行われていることを到底看過することは出来ません。

輸送サービス労組運動の基本は、全組合員参加の運動であり、組合員とその家族の利益を第一義とし、また、全ての仲間とともに、賃金をはじめとした労働条件・労働環境の改善や公共交通機関としての使命と責任を果たすための安全第一の職場風土をつくりあげ、働きがい、生きがい、心の豊かさを実感できる健全な J R 東日本を創造することにあります。

このような輸送サービス労組運動の活動は保障されなければならないが、現協約を下回ることがあってはなりません。今、必要なことは、法や労働協約を遵守するとともに、様々な現実直面しながら奮起し続ける社員の意見を大切に「人間尊重」「現場第一主義」の企業文化を

再構築し、健全な J R 東日本を創造することが労使において求められていると考えます。

したがって、現協約については、2024年9月30日をもって有効期間の満了を迎えることから、第79条に基づき、下記のとおり申し入れを行いますので、労使間の取扱いに関する協約に準じ、団体交渉は信義誠実対等の原則に従い秩序を保ち平和裡に行うことに踏まえて丁寧かつ具体的に回答をすること及び速やかな労使交渉の開催を強く要請します。

記

1. 労使間の取扱いに関する協約第1章第1条（目的）および第4条（組合活動）の趣旨に則った運用の徹底を図ること。
2. 経営協議会および議題等に応じた分科会の開催にあたっては、会社の繁栄を目的として、相互の意思疎通を図り会社運営の円滑を期す目的の趣旨に鑑み、より実効性のあるものとするために月に1度の開催とすること。なお、地方における協議委員の数については、第11条第1項に規定する関係者を含め、会社側、組合側以下のとおりとし、それぞれ同数とすること。
 - (1) 毎年9月1日現在の社員たる組合員数（以下、「組合員数」という。）が100人以下の場合、4名以内とすること。
 - (2) 組合員数が100人を超え、200人以下の場合、5名以内とすること。
 - (3) 組合員数が200人を超え、300人以下の場合、6名以内とすること。
 - (4) 組合員数が300人を超え、400人以下の場合、7名以内とすること。
 - (5) 組合員数が400人を超える場合は、10名以内とすること。
3. 「変革 2027」の実現に踏まえて実施されている統括センター化等の組織再編における事業場の考え方については、事業(業務)の内容、作業場所及び独立性に鑑みて取り扱うこと。
4. 第16条（交渉委員）については、団体交渉は、専ら交渉委員がこれを行うこと。なお、交渉委員の数は、組合側、会社側以下のとおりとし、それぞれ同数とすること。
 - (1) 毎年9月1日現在の社員たる組合員数（以下、「組合員数」という。）が500人以下の場合、5名以内とすること。
 - (2) 組合員数が500人を超え、800人以下の場合、6名以内とすること。
 - (3) 組合員数が800人を超え、1,000人以下の場合、8名以内とすること。
 - (4) 組合員数が1,000人を超え、5,000人以下の場合、10名以内とすること。
 - (5) 組合員数が5,000人を超え、10,000人以下の場合、12名以内とすること。
 - (6) 組合員数が10,000人を超える場合は、15名以内とすること。
5. 団体交渉を円滑に進めるために、交渉委員の他に関係者を出席させること。
6. 団体交渉の交渉委員のうち1名をそれぞれ幹事として選出し、相手方に通知すること。なお、幹事は事前に審理を行い、交渉事項の事前通知に関する事項を決定すること。

7. 組合から団体交渉の申し入れが行われた場合には、遅滞なく速やかに団体交渉の日時を決定し、団体交渉終了後、速やかに交渉出席者による合意形成事項の整理を行い、記名捺印した文書(議事録確認)として締結・調印すること。
8. 苦情処理会議ならびに簡易苦情処理会議における審議にあたっては、事実調査・審議内容の充実化を図るとともに、審議の一回完結型を是正し、実質的な解決に向け取り組むこと。
9. 苦情処理会議ならびに簡易苦情処理会議における第 34 条および第 45 条（審議内容の非公開）については、当該者の意向を踏まえて審議内容を公開することができるに改めること。
10. 苦情処理会議ならびに簡易苦情処理会議における第 36 条および第 47 条（通知）については、会議は、処理の結果について、結果および審議内容を詳細に記した文書をもって苦情申告者へ通知すること。
11. 苦情処理会議ならびに簡易苦情処理会議においては、申告者が属する地方本部からの委員の出席を可能とすること。
12. 第 49 条（勤務時間中の組合活動）に規定されている他、組合員に対し、次の各号のいずれかに該当した場合は、勤務時間中の組合活動として承認すること。
 - ①団体交渉の幹事が、事前に所要事項の打ち合わせを行う場合。
 - ②苦情処理会議及び簡易苦情処理会議に書記として出席する場合。
13. 第 57 条（組合事務所）に基づいた使用にあたっては、組合からの「組合事務所使用許可願」提出後、遅滞なく速やかに使用可能箇所を提示すること。また、組合事務所の使用につき本部および地方本部ならびに支部ごとに 1 箇所を上限として許可すること。
14. 第 63 条（掲示）
 - ①会社施設内において文書等の掲示によって組合活動に必要な宣伝、報道、告知を行える箇所を労使協議による合意をもとに指定すること。
 - ②設置基準については、以下のとおりに改めることとし、第 4 項、第 5 項に定める組合員数には、休職中の組合員数を含むこと。
 - (1) 組合員数が 10 名以上の場合は、1 枚。
 - (2) 組合員数が 50 名以上の場合は、2 枚。
 - (3) 組合員数が 150 名以上の場合は、3 枚。
 - ③業務内容と作業箇所が区分基準となるべきことから派出所に掲示板を設置すること。
 - ④統括センターおよび営業統括センターにおける組合掲示板等の設置基準については、統括センターおよび営業統括センター内における業務(ユニット)を主に従事するそれぞれの作業場所(駅、区所、エリア、ユニット、セクション)に在籍する組合員数を算出し、作業場所毎に掲示板等を設置すること。
 - ⑤その他、組合掲示板及び情報綴りに関する取扱いについては、労使間の取扱いに関する

協約(令和3年10月1日締結)ならびに統括センター及び営業統括センター発足に伴う、組合掲示板および情報綴りの設置に関する確認事項(令和4年3月11日締結)の定めるところによるものとする。

15. 第66条(組合掲示類の撤去等)にあたっては、会社は、組合掲示板に掲示した掲示類を許可なく撤去しないこと。

16. 上記記載内容の他は、労使間の取扱いに関する協約は現行条文通りとすること。

以 上